会計年度任用職員の 給与等に関する規則 0 一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

## 奈良県人事委員会規則第十七号

会計年度任用職員の給与等に関する規 劕  $\mathcal{O}$ 部を改正する規 崱

第一条 会計年度任用職員 の給与等に関する規則 (令和二年一月奈良県人事委員会規則

第十六号)の一部を次のように改正する。

め 第十六条第 同項第三号中 項第一号及び第二号中 「百分の九十五」 を 「百分の 「百分の 百 百二・五 に改める。 を 「百分  $\mathcal{O}$ 百七 五 に 改

附則に次の一項を加える。

(令和六年四月分 カン ら同年十二月分ま で の会計年 度任 崩 職員  $\mathcal{O}$ 報 酬等)

7 例、 等に 定による改正 期付研究員の 時間を除 び第二号の  $\mathcal{O}$ る令和六年四 職員の給与に関する条例等 ずれも任用 会計年度任用職員 を改正する規則 関する条例及び令和六年改正給与条例第四条の規定による改正前 令和六年改正給与条例第三条 以下 規定に基づき算定する。 前 採用等に関する条例並びに会計年度任用職員の給与等に関 月分から同年十二月分までの報酬、  $\mathcal{O}$ 四週間を超えな 「令和六年改正給与条例」という。)第一条の規定による改正前 事情を考慮して任命権者が特に必要と認める者を除く。 の会計年度任用職員 かうち、 (令和六年十二月奈良県人事委員会規則第十七号) 任期 い期間に の一部を改正する条例 の定め の規定による改正前の一般職の任期付職員の採 の給与等に関する規則第十六条第一 つき が三月を超えな 一週間当たり十五時間三十分未満 給料及び手当に (令和六年十二月奈良県条例 1 者又は勤務時間 ついては、一  $\mathcal{O}$ )に支給す 項第 一般職 第一条の規 する規則  $\mathcal{O}$ 般 の条  $\mathcal{O}$ 任  $\mathcal{O}$ 用 第

第二条 会計年度任用 職員 の給与等に関する規 뗈  $\mathcal{O}$ \_ 部を次  $\mathcal{O}$ ように改 正 一する。

同 項第三号中 第十六条第 一項第 「百分の百」 号及び第二号中 を「百分の九十七 「百分の百七 五. • 五 に改める。 を 「百分の百五」 に改

## 附則

- 1 この 日 か 規則中第 ら施行する の規定は令和六年 十二月二十五 日 カ 5 第二条の 規定は 令 和 七
- 2 第 条の 規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則  $\mathcal{O}$ 規定は、 令